

佐賀県知事 様

家 計 状 況 申 立 書

申請者

1. 家計急変の理由

2. 家族構成（扶養親族）

世帯	生徒との続柄	氏名	年齢	寡夫・寡婦該当するときは○	備考（学校名・会社名等）
生徒と生計を同じくする者	生徒本人				

3. 添付書類（提出する書類にチェック☑）

ア	☐ 扶養誓約書、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書など
イ	☐ 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など、家計急変の発生を証明する書類 または ☐ 会社作成の給与見込証明書など、家計急変前1か月及び家計急変後1年間の収入見込額を証明する書類

※上記イの書類がない場合は、家計急変前1か月及び家計急変後3か月の給与支給明細書、売上を示す書類などを添付し、下表に記入してください。

生徒との続柄	家計急変後3か月の給与月額または所得額			平均額	年収見込額
	① 年 月 分	② 年 月 分	③ 年 月 分	④＝(①＋②＋③)÷3	④×12
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
合計					円

＜所得割合算額が非課税相当の世帯の例＞

世帯構成	年収見込
3人世帯	2,216,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満
5人世帯	3,216,000円未満
6人世帯	3,700,000円未満
7人世帯	4,140,000円未満
8人世帯	4,576,000円未満

＜所得割合算額が100円～182,500円（年収270～490万円）相当の世帯の例＞

住民税の計算方法により、年収見込額等をもとに所得割額に相当する額を算出し、補助対象世帯に該当するか判断することとして差し支えない。

※所得控除額（下表（3）～（9））については、個人番号を用いた情報連携又は課税証明書により取得した直近の所得控除合計額として差し支えない。

※課税証明書の場合、所得控除合計額を取得できない場合があるが、以下の（a）から（b）を控除した額で代替することも可能。

（a）個人番号を用いた情報連携又は課税証明書により取得した直近の総所得金額等

（b）個人番号を用いた情報連携又は課税証明書により取得した直近の課税標準額

※調整控除額（下表（13））については、個人番号を用いた情報連携又は課税証明書により取得した、直近の市町村民税の調整控除の額として差し支えない。

※税額控除額（下表（14））については、個人番号を用いた情報連携又は課税証明書等により取得した直近の税額控除額として差し支えない。

※「直近の～」と記載しているが、4～6月支給分については前年度（前々年所得）、7～3月支給分については当年度（前年所得）の税情報を用いて判定する。

（モデル世帯（両親（片働き）、生徒1名（18歳）、中学生1名、給与所得のみ（年収見込額が380万円）の場合）

項 目 (※1)	金 額	備 考
(1) 給与収入額	3,800,000	年収見込額を記載
(2) 給与所得控除	1,200,000	(1) が
		190万円以下：65万円
		190万円超360万円以下：(1) × 30% + 8万円
		360万円超660万円以下：(1) × 20% + 44万円
(2) 給与所得控除	1,200,000	660万円超850万円以下：(1) × 10% + 110万円
(3) 社会保険料控除	380,000	
(4) 基礎控除	430,000	合計所得金額 (※2) が2,400万円以下の額
(5) 配偶者控除	330,000	本人の合計所得金額により控除額が異なる
(6) 配偶者特別控除	0	配偶者と本人の合計所得金額により控除額が異なる
(7) 扶養控除	330,000	16歳未満 (年少扶養親族)：0円
		16歳以上19歳未満 (一般扶養親族)：33万円
		23歳以上70歳未満 (一般扶養親族)：33万円
		70歳以上 (老人扶養親族)：38万円
(7) 扶養控除	330,000	70歳以上 (同居老親等)：45万円
(8) 特定扶養控除	0	19歳以上23歳未満 (特定扶養親族)：45万円
(9) 特定親族特別控除	0	19歳以上23歳未満の親族の収入により控除額が異なる
(10) 課税所得金額	1,130,000	(1) - ((2) ~ (9) の合計) ※1000円未満切り捨て
(11) 税率	6%	市町村民税率6% (政令指定都市の場合8%)
	4%	道府県民税率4% (政令指定都市の場合2%)
(12) 調整控除前	67,800	(10) × (11)
	45,200	(表での一例として1,130,000円 × 0.06 = 67,800円)
(13) 調整控除額	4,500	○個人住民税の課税所得金額が200万円以下の場合
		・ 人的控除額の差 (※3) の合計 ・ ・ ①
		・ 住民税の合計課税所得金額 (※4) ・ ・ ②
		のいずれか少ない額の5% (市町村民税3%、道府県民税2% 政令指定都市の場合：市町村民税4%、道府県民税1%)
		○個人住民税の課税所得金額が200万円以上の場合
		(人的控除額の差の合計 - (住民税の合計課税所得金額 - 200万円)) × 5% (市町村民税3%、道府県民税2% 政令指定都市の場合：市町村民税4%、道府県民税1%)
		※ただし、この金額が2,500円未満の場合、2,500円
		※なお、左の表の金額は一つ目の○を元に算出
		①が15万円 (基礎控除、配偶者控除、扶養控除の人的控除額の差それぞれの合計金額)、②が113万円なので、①を用いて、15万 × 0.05 = 7,500円
		また、(13) の表の金額4,500円と3,000円は、(11)の税率比で7,500円をそれぞれ按分したもの。
(14) 税額控除額	0	各種税額控除 (※5) の合算額
(15) 所得割額に相当する額	63,300	(12) - ((13) ~ (14) の合計)
(16) 合算額	105,500	※100円未満切り捨て
		(15) の合算額

※1 世帯等の状況により、収入額や控除の項目及び控除額等を適宜追加 (控除額具体例：ひとり親控除、寡婦控除、地震保険料控除、生命保険料控除、医療費控除等)

※2 合計所得金額とは、上の表では (1) から (2) を差引いた金額のこと (以下同様)

※3 人的控除額は上の表では (4) ~ (9) の控除額を指す

人的控除額の差とは、所得税 (国税) と住民税 (地方税) の差

なお、人的控除額の合計の算出に当たっては、扶養控除額の場合、扶養人数ではなく、該当する扶養区分の対象者の有無のみで判断する

例えば、16歳以上19歳未満の扶養区分の対象者が2人いた場合であっても、1人分のみを計上する

参考 基礎控除の場合：所得税48万円に対し住民税43万円 (5万円の差額) (合計所得金額が2,400万円以下 ※それぞれの控除額の差額は所得によって異なるため、HP等資料で確認すること)

※4 合計課税所得金額とは、課税総所得金額 (給与・年金・営業等・不動産等の所得から、社会保険・生命保険・扶養控除等の控除を差引いた金額) + 課税退職所得金額 + 課税山林所得金額のこと上の表では (10) に相当

※5 税額控除とは、配当控除、外国税額控除、認定NPO法人等寄付金特別控除、住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除等